

福岡県出会い・結婚応援事業における新型コロナウイルス感染防止対策 補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底した出会いイベントの開催を後押しするため、「出会い応援団体」に対して、出会いイベントの開催に必要となる感染防止対策により増加する経費について、福岡県出会い・結婚応援事業における新型コロナウイルス感染防止対策補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「出会い応援団体」とは、独身者にボランティアで出会いの機会を提供するなど、出会い・結婚を応援する企業・団体として福岡県が認めたものをいう。

2 この要綱において「出会いイベント」とは、出会いの場となるパーティー、食事会、旅行、体験活動、マナーアップ講座等のイベントをいう。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる事業者は、前条に規定する「出会い応援団体」（過去に補助金の交付を受けた「出会い応援団体」を除く。）とする。

(補助対象事業及び補助対象経費等)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助率及び補助限度額は、別表第1のとおりとする。

2 補助対象経費は、補助事業の実施に必要な新型コロナウイルス感染防止対策により増加する経費とし、別表第2のとおりとする。

3 補助金の交付額は、別表第1に定める補助限度額と別表第2に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(申請手続)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、様式第1号による交付申請書を、関係書類を添えて、イベント開催予定日の1週間以上前までに知事に提出しなければならない。

2 前項の補助金の交付申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額（以下「消費税等仕入控除税額」という。）をいう。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定の通知）

第6条 知事は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、交付決定を行い、様式第2号による交付決定通知書を補助事業者に対し通知するものとする。

（申請の取下げ）

第7条 補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内に様式第3号による申請取下書を知事に提出しなければならない。

（変更申請手続）

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更する場合は、あらかじめ様式第4号による変更交付申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助事業の中止）

第9条 補助事業者は、補助事業を中止する場合は、様式第5号による中止申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の補助事業の中止の申請があった場合には、第6条に規定する交付の決定の全部を取り消すものとする。ただし、自然災害等やむを得ない事情がある場合は、別途協議するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、その日から起算して1か月以内又は当該年度の3月27日のいずれか早い期日までに、様式第6号による事業実績報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び支払)

第 11 条 知事は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付することが適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第 7 号による額の確定通知書により補助事業者に対し通知する。

- 2 補助金は、前項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 12 条 補助事業者は、前条の規定に基づく補助対象事業等に係る補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第 8 号による消費税等仕入控除税額報告書により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

(交付決定の取消等)

第 13 条 知事は、第 9 条の補助事業の中止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、様式第 9 号による交付決定取消書により第 6 条に規定する交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助金を本事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 知事は、前項の取消をした場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときは、様式第 10 号による補助金返還書により期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

(財産の管理等)

第 14 条 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(補助金の経理)

第15条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区別して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行し、令和2年度の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行し、令和2年度の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和3年2月15日から施行し、令和2年度の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和2年度の補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和3年度の補助金については、なお従前の例による。

別表第1（第4条関係）

補助事業	補助率	補助限度額
<p>令和4年4月1日から令和5年3月26日に開催する、福岡県が別に定める「福岡県出会い・結婚応援事業実施要綱」及び「出会いイベントの開催における感染防止対策の基準」を遵守した出会いイベント。ただし、補助対象経費として認める期間は、交付決定の時期にかかわらず、令和4年3月1日から令和5年3月26日までとする。</p>	<p>10/10</p>	<p>同一年度内に交付申請できる出会いイベントは1回までとし、補助限度額は200千円とする。</p>

別表第2（第4条関係）

補助対象経費	内容
報償費	人件費（アルバイトスタッフ等）増に伴う賃金・謝礼金
旅費	人件費（アルバイトスタッフ等）増に伴う旅費
需用費	衛生用品購入費（マスク、ゴム手袋、消毒液、フェイスシールド等）、感染防止の取組を周知するチラシ・ポスター・POP等の制作経費等
役務費	タブレット・Wi-Fiルーターを貸し出すための配送料等
委託料	感染防止の取組を周知するチラシ・ポスター・POP等の制作費、感染防止設備の設置・撤去費等
使用料及び賃借料	会場使用料、バス借上料、Web会議システム使用料、タブレット、パソコン、Wi-Fiルーター等
備品購入費	物品購入費（非接触型体温計、アクリル板、ビニールシート、つい立・仕切り、タブレット、パソコン等）
備考	<p>(1)上記内容は一例とする。</p> <p>(2)領収書等で確認できるもの又はその経費の支出を証明できるものとする。</p> <p>(3)次に掲げる経費は対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単価が5万円（税込）を超える物品 ・出会いイベントの参加者への景品やお土産等の購入費 ・その他、補助事業に直接関係のない経費 <p>(4)会場使用料及びバス借上料については、以下の算定方法により算出した額を上限に使用料及び賃借料（会場見合経費）として補助対象経費とする。</p> <p><算定方法></p> <p>募集人員×1人当たりの飲食代金（バス代金）×1/2</p>